

個人住民税（市・県民税）の概要

【個人の市・県民税について】

《課税の根拠》

個人住民税は、個人の所得に対して地方がかける税金のことです。（地方税）

県が住民に課税する**県民税**と市が住民に課税する**市民税**を総称し、個人住民税と呼びます。

個人住民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。そのため、1月2日以降に転出した場合でも、1月1日現在の住所地がある市町村に納付しなければなりません。（1月2日以降に輪島市から転出されても、年額のすべてを輪島市に納めていただくことになります。）

また、輪島市内に居住されていないなくても、市内に事業所や家屋敷などをお持ちの人には、輪島市から均等割が課税されます。

《税額》

個人住民税額は、所得税と同じようにその人の前年(1月1日～12月31日)の所得に応じて課税する「**所得割**」と所得の多少にかかわらず定額で課税する「**均等割**」の合計値です。

「均等割」・・・

市民税	県民税	合計
3,500円	2,000円	5,500円
・うち、東日本大震災のため H26～R5年度まで500円加算	・うち、東日本大震災のため H26～R5年度まで500円加算 ・うち、いしかわ森林環境税として H19から500円加算	

「所得割」・・・所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税所得金額}} = \text{所得割額 (100円未満切り捨て)}$$

「所得割の税率」・・・

所得割の税率は、利子所得・配当所得に対するものなどを除き、標準税率は10%となっています。

市民税	県民税	合計
6%	4%	10%

※分離課税に係る所得（土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡等・配当所得、山林所得、退職所得など）については、特別の税額計算が行われます。

【住民税申告とは・・・】

《申告をしなければならない人》

- ・1月1日現在、輪島市に住所があり、前年(1月1日～12月31日)の間に、各種所得(内職、パート、日雇い等も含む)があった人
- ・給与・公的年金等の所得者で、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人

《申告をする必要がない人》

- ・確定申告をした人
- ・前年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ・前年中の収入が公的年金等のみの方で、公的年金等支払報告書に記載されている控除以外の所得控除がない人

《所得(収入)がなくても申告をする必要がある人》

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者で、保険料の軽減を受けようとする人(他市町村在住の親族に扶養されている人、非課税年金(障害年金、遺族年金など)を受給している人など)
- ・介護保険第1号被保険者(65歳以上)で、他市町村在住の親族に扶養されている人、非課税年金(障害年金、遺族年金など)を受給している人
- ・各種証明書(課税・所得・納税証明書)の交付を受けようとする人
- ・保育所の入所や公営住宅の入居、各種福祉手当の受給など、所得・課税額に基づき算定される各種行政サービスを受けようとする人

【所得とは・・・】

所得とは、受け取った「収入」から、その収入を得るためにかかった費用(必要経費)を差し引いたものです。所得は、収入の内容により10種類に区分されます。

$$\text{収入} - \text{必要経費} = \text{所得}$$

《所得の種類と所得金額の計算方法》

所得の種類		所得金額の計算方法
①	利子所得 預貯金、公社債の利子 など	利子所得＝収入金額
②	配当所得 株の配当金、投資信託の分配金 など	配当所得＝ 収入金額－株などを取得するために借り入れた借入金の利息
③	不動産所得 土地・建物の賃貸 など	不動産所得＝収入金額－必要経費
④	事業所得 農業、漁業、商工業 など	事業所得＝収入金額－必要経費
⑤	給与所得 給料、賃金、ボーナス など	給与所得＝収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除(※1)
⑥	退職所得 退職金、退職一時金 など	退職所得＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2
⑦	山林所得 山林の立木	山林所得＝収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)

⑧	譲渡所得	不動産や株などの売却	譲渡所得＝収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額
⑨	一時所得	懸賞金、満期保険金 など	一時所得＝ (収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)) × 1/2
⑩	雑所得	年金、原稿料、FX、先物取引 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の場合 (※2) 雑所得＝収入金額－公的年金等控除額 ・ 業務の場合(事業という規模ではないが、反復継続した取引が該当します。会社員の副業収入など) 雑所得＝収入金額－必要経費 ・ その他の場合 雑所得＝収入金額－必要経費

(※1) 給与所得

≪給与収入等に係る給与所得の速算表≫

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999 円まで	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額－55 万円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	※収入金額÷4×2.4+10 万円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	※収入金額÷4×2.8－8 万円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	※収入金額÷4×3.2－44 万円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－110 万円
8,500,000 円 ～	収入金額－195 万円

※ 印の式は4で割った後、千円未満切捨てをしてから掛算等を行うこと

≪所得金額調整控除（給与収入が850万円を超える場合）≫

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22 歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

計算式 所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円) × 0.1

※なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

≪所得金額調整控除（給与所得と公的年金等所得があり合計が10万円を超える場合）≫

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得

金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。

計算式 $\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10 \text{万円}$

※なお、給与所得及び公的年金雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円

(※2) 公的年金等に係る所得

《公的年金等に係る所得金額速算表》

年齢	公的年金等の 収入金額の合計	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満 (昭和 33 年 1 月 2 日以降 生まれ)	1,299,999 円まで	収入額 -600,000 円	収入金額 -500,000 円	収入金額 -400,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額×75% -275,000 円	収入金額×75% -175,000 円	収入金額×75% -75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額×85% -685,000 円	収入金額×85% -585,000 円	収入金額×85% -485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額×95% -1,455,000 円	収入金額×95% -1,355,000 円	収入金額×95% -1,255,000 円
	10,000,000 円～	収入額 -1,955,000 円	収入金額 -1,855,000 円	収入金額 -1,755,000 円
65 歳以上 (昭和 33 年 1 月 1 日以前 生まれ)	3,299,999 円まで	収入金額 -1,100,000 円	収入金額 -1,000,000 円	収入金額 -900,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額×75% -275,000 円	収入金額×75% -175,000 円	収入金額×75% -75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額×85% -685,000 円	収入金額×85% -585,000 円	収入金額×85% -485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額×95% -1,455,000 円	収入金額×95% -1,355,000 円	収入金額×95% -1,255,000 円
	10,000,000 円～	収入金額 -1,955,000 円	収入金額 -1,855,000 円	収入金額 -1,755,000 円

【所得控除とは・・・】

税法上は、たとえ同じ所得金額であっても扶養家族の人数や、病気がちであるなどの個人の事情によって公正を期するために、それぞれの税負担を勘案する配慮がなされています。それが所得控除です。

そのため、税金がかかるのは収入から必要経費を引いた所得に対してではなく、そこからさらに所得控除を引いた部分に課税されます。

$\text{所得} - \text{所得控除} = \text{課税所得金額}$

※課税所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

《所得控除の種類と控除額の計算方法》

所得控除の種類	所得控除の内容																						
① 社会保険料控除	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、あなたが前年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）の金額を控除することができます。</p> <p>必要書類 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」</p>																						
② 小規模企業共済等掛金控除	<p>◎小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金の企業型または個人型年金加入者掛金で、あなたが前年中に支払った金額を控除することができます。</p> <p>必要書類 支払った掛金等の証明書</p>																						
③ 生命保険料控除	<p>◎あなたが生命保険契約、個人年金保険契約および介護医療保険契約に基づいて、あなたや配偶者、その他の親族のために前年中に支払った保険料がある場合は、各保険料ごとに次の計算方法により控除することができます。〈合計した控除額の適用限度額は7万円〉</p> <p>①新契約(H24.1.1 以後の契約)の場合（新生命保険料、新個人年金保険料および介護医療保険料）</p> <table border="1" data-bbox="341 943 1275 1189"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円を超え 32,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円を超え 56,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円を超える場合</td> <td>一律 28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧契約(H23.12.31 以前の契約)の場合（旧生命保険料および旧個人年金保険料）</p> <table border="1" data-bbox="341 1285 1275 1532"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超え 40,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円を超え 70,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円を超える場合</td> <td>一律 35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③新契約①と旧契約②の両方について控除を受ける場合</p> <table border="1" data-bbox="341 1628 1275 1680"> <tr> <td>①+②の控除額</td> <td>※控除限度額 28,000 円</td> </tr> </table> <p>必要書類 支払額などの証明書</p>	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	12,000 円以下の場合	支払った保険料の全額	12,000 円を超え 32,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+6,000 円	32,000 円を超え 56,000 円以下の場合	支払った保険料×1/4+14,000 円	56,000 円を超える場合	一律 28,000 円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	15,000 円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000 円を超え 40,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+7,500 円	40,000 円を超え 70,000 円以下の場合	支払った保険料×1/4+17,500 円	70,000 円を超える場合	一律 35,000 円	①+②の控除額	※控除限度額 28,000 円
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
12,000 円以下の場合	支払った保険料の全額																						
12,000 円を超え 32,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+6,000 円																						
32,000 円を超え 56,000 円以下の場合	支払った保険料×1/4+14,000 円																						
56,000 円を超える場合	一律 28,000 円																						
支払った保険料の額	控除額（計算方法）																						
15,000 円以下の場合	支払った保険料の全額																						
15,000 円を超え 40,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+7,500 円																						
40,000 円を超え 70,000 円以下の場合	支払った保険料×1/4+17,500 円																						
70,000 円を超える場合	一律 35,000 円																						
①+②の控除額	※控除限度額 28,000 円																						

④	地震保険料 控除	<p>◎あなたが地震保険契約などに基づいて前年中に支払った保険料がある場合は、次の計算方法によりその全部または一部を控除することができます。</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1" data-bbox="343 297 1236 347"> <tr> <td>支払った保険料の額×1/2</td> <td>※控除限度額 25,000 円</td> </tr> </table> <p>②旧長期損害保険料</p> <table border="1" data-bbox="343 443 1236 640"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控除額（計算方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円を超え 15,000 円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超える場合</td> <td>一律 10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払った場合</p> <table border="1" data-bbox="343 734 1236 784"> <tr> <td>①+②の控除額</td> <td>※控除限度額 25,000 円</td> </tr> </table> <p>※旧長期損害保険とは、満期返戻金のある保険期間が 10 年以上の保険契約で、平成 18 年 12 月末日までに契約を締結したものをいいます。</p> <p>※同一の契約によるものは、どちらか一方しか控除できません。</p> <p>※建物の用途が居住以外（納屋・車庫など）の場合は、控除の対象となりません。</p> <p>必要書類 支払額などの証明書</p>	支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000 円	支払った保険料の額	控除額（計算方法）	5,000 円以下の場合	支払った保険料の全額	5,000 円を超え 15,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+2,500 円	15,000 円を超える場合	一律 10,000 円	①+②の控除額	※控除限度額 25,000 円
支払った保険料の額×1/2	※控除限度額 25,000 円													
支払った保険料の額	控除額（計算方法）													
5,000 円以下の場合	支払った保険料の全額													
5,000 円を超え 15,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+2,500 円													
15,000 円を超える場合	一律 10,000 円													
①+②の控除額	※控除限度額 25,000 円													
⑤	雑損控除	<p>◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が前年中に災害等による損失を受けた場合に、①と②のいずれか多い方を控除することができます。</p> <p>①差引損失額 - 所得金額の 10%</p> <p>②差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5 万円</p> <p>必要書類 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書</p>												
⑥	医療費控除 右記の①と② のどちらかを 選 択	<p>①あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病気の治療などに支払った医療費のうち、あなたの所得金額の 5%（10 万円を超える場合は 10 万円）を超える金額を控除することができます。 〈従来の医療費控除。最高控除額は 200 万円〉</p> <p>②あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組（人間ドックやインフルエンザの予防接種など、法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組）を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に支払った特定一般医薬品等購入費があるときは、12,000 円を超える金額を控除することができます。 〈セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)。最高控除額は 8 万 8 千円〉</p> <p>必要書類 医療費控除の明細書</p>												
⑦	寡婦控除	◎あなたの合計所得金額が 500 万円以下で、あなたが次のいずれかに該当する	控除額											

		<p>場合は控除が受けられます。</p> <p>①夫と離別した後に婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を扶養している場合</p> <p>②夫と死別後に婚姻をしていない人または夫の生死が不明の人</p> <p>※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載があるかたは対象外</p>	26万円						
⑧	ひとり親控除	<p>◎あなたの合計所得金額が500万円以下で、あなたの婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を扶養している単身者であれば、控除が受けられます。</p> <p>※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載があるかたは対象外</p>	控除額						
			30万円						
⑨	勤労学生控除	<p>◎あなたが学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下（自己の勤労によらない所得が10万円以下）であれば控除が受けられます。</p> <p>必要書類 学校から交付された証明書</p>	控除額						
			26万円						
⑩	障害者控除	<p>◎あなたやあなたが扶養する合計所得金額が48万円以下の配偶者および扶養親族が障害者の場合は、控除が受けられます。</p> <p>（あなたが扶養する同一生計配偶者が障害者である場合も控除が受けられます。）</p>	<table border="1"> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳を持っている人、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(普通障害)を受けている人など</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>26万円</td> </tr> </table>	障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳を持っている人、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(普通障害)を受けている人など	控除額			26万円
			障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳を持っている人、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(普通障害)を受けている人など	控除額				
					26万円				
			特別障害者	精神障害者保健福祉手帳(1級)、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、戦傷病者手帳(特別項症から第三項症まで)、福祉事務所長の輪島市障害者控除対象者認定(特別障害)を受けている人など	控除額				
					30万円				
同居特別障害者	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居をしている場合	控除額							
		53万円							
必要書類 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、輪島市障害者控除対象者認定書									
⑪	配偶者控除	◎あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の合計所得金額が48万円以下の場合は次のいずれかの控除が受けられます。	控除額						
			<table border="1"> <tr> <td>70歳未満</td> <td>昭和28年1月2日以降生まれの人</td> <td>33万円～11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>昭和28年1月1日以前生まれの人</td> <td>38万円～13万円</td> </tr> </table>	70歳未満	昭和28年1月2日以降生まれの人	33万円～11万円	70歳以上	昭和28年1月1日以前生まれの人	38万円～13万円
			70歳未満	昭和28年1月2日以降生まれの人	33万円～11万円				
70歳以上	昭和28年1月1日以前生まれの人	38万円～13万円							
⑫	配偶者特別控除	◎あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合は特別控除が受けられません。							

≪配偶者控除・配偶者特別控除の金額≫

		申告者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,00万円以下	
		配偶者の合計所得金額			
配偶者控除	480,000円まで	70歳未満	330,000円	220,000円	110,000円
		70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001円～950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001円～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円～		0円	0円	0円

⑬ 扶養控除	◎あなたと生計を一にする親族（他の人の扶養親族、事業専従者を除く。）のうち合計所得金額が48万円以下の人を有している場合は、それぞれ次のいずれかの控除が受けられます。なお、16歳未満の年少扶養親族は控除を受けられませんが、市・県民税の課税判定に必要ですので、申告書表面左側の控除対象外の扶養親族欄に氏名などを記入してください。			
	16歳未満	平成19年1月2日以降生まれの人	年少扶養	控除額なし
	16歳以上19歳未満	平成16年1月2日 ～平成19年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
	19歳以上23歳未満	平成12年1月2日 ～平成16年1月1日生まれの人	特定扶養	45万円
	23歳以上70歳未満	昭和28年1月2日 ～平成12年1月1日生まれの人	一般扶養	33万円
	70歳以上	昭和28年1月1日以前生まれの人	老人扶養 同居老親扶養 (※)	38万円 45万円
※同居老親扶養は、老人扶養親族のうち納税義務者または配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、納税義務者またはその配偶者と同居している場合に控除が受けられます。				
⑭ 基礎控除	◎基礎控除は、あなたの合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。			
	合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円		
	2,500万円超	0円		

【税額控除とは・・・】

税額を軽減できる控除には、所得控除のほか、「税額控除」があります。

所得控除は、所得金額から差し引くものですが、税額控除とは最終的に計算された税額から直接差し引くものです。

税額控除の種類	税額控除の内容
---------	---------

①	調整控除	<p>◎平成 19 年度に実施された税源移譲に伴い、市民税・県民税の税率が引き上げられ、所得税の税率が引き下げられました。しかし、税率の増減だけでは、市・県民税と所得税の人的控除（扶養控除や基礎控除など）の差により、納税者の税負担（市・県民税＋所得税）が増えてしまいます。</p> <p>この差額による負担増を調整するため、市・県民税の所得割額から、下記のとおり一定の額が控除されます。</p> <p style="text-align: center;">調整控除の計算（合計所得金額が 2,500 万円以下の場合は適用されます）</p> <table border="1" data-bbox="338 398 1444 689"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 398 606 443">合計課税所得金額</th> <th colspan="2" data-bbox="606 398 1444 443">控除額（市民税 3%・県民税 2%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 443 606 544">200 万円以下の場合</td> <td data-bbox="606 443 1072 544">①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額</td> <td data-bbox="1072 443 1444 544">のいずれか少ない金額の 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 544 606 689">200 万円超えの場合</td> <td colspan="2" data-bbox="606 544 1444 689">[人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200 万円）]の 5%に相当する金額 ※ただし、この金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。</td> </tr> </tbody> </table>	合計課税所得金額	控除額（市民税 3%・県民税 2%）		200 万円以下の場合	①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額	のいずれか少ない金額の 5%	200 万円超えの場合	[人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200 万円）]の 5%に相当する金額 ※ただし、この金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。																																
合計課税所得金額	控除額（市民税 3%・県民税 2%）																																									
200 万円以下の場合	①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額	のいずれか少ない金額の 5%																																								
200 万円超えの場合	[人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200 万円）]の 5%に相当する金額 ※ただし、この金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。																																									
②	配当控除	<p>◎株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。</p> <table border="1" data-bbox="338 831 1444 1370"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 831 858 1041" rowspan="3">配当の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="858 831 1046 1041">1,000 万円以下の場合</th> <th colspan="4" data-bbox="1046 831 1444 875">1,000 万円を超える場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="858 875 1046 976"></th> <th colspan="2" data-bbox="1046 875 1235 976">1,000 万円以下の部分</th> <th colspan="2" data-bbox="1235 875 1444 976">1,000 万円超の部分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="858 976 954 1041">市民税</th> <th data-bbox="954 976 1046 1041">県民税</th> <th data-bbox="1046 976 1142 1041">市民税</th> <th data-bbox="1142 976 1235 1041">県民税</th> <th data-bbox="1235 976 1331 1041">市民税</th> <th data-bbox="1331 976 1444 1041">県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 1041 858 1137">利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託信託、特定株式投資信託の収益の分配</td> <td data-bbox="858 1041 954 1137">1.6%</td> <td data-bbox="954 1041 1046 1137">1.2%</td> <td data-bbox="1046 1041 1142 1137">1.6%</td> <td data-bbox="1142 1041 1235 1137">1.2%</td> <td data-bbox="1235 1041 1331 1137">0.8%</td> <td data-bbox="1331 1041 1444 1137">0.6%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1137 858 1283">特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）</td> <td data-bbox="858 1137 954 1283">0.8%</td> <td data-bbox="954 1137 1046 1283">0.6%</td> <td data-bbox="1046 1137 1142 1283">0.8%</td> <td data-bbox="1142 1137 1235 1283">0.6%</td> <td data-bbox="1235 1137 1331 1283">0.4%</td> <td data-bbox="1331 1137 1444 1283">0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1283 858 1370">一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td> <td data-bbox="858 1283 954 1370">0.4%</td> <td data-bbox="954 1283 1046 1370">0.3%</td> <td data-bbox="1046 1283 1142 1370">0.4%</td> <td data-bbox="1142 1283 1235 1370">0.3%</td> <td data-bbox="1235 1283 1331 1370">0.2%</td> <td data-bbox="1331 1283 1444 1370">0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	配当の種類	1,000 万円以下の場合		1,000 万円を超える場合						1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分		市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税	利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託信託、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
配当の種類	1,000 万円以下の場合			1,000 万円を超える場合																																						
				1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分																																				
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税																																				
利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託信託、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																				
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																				
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																				
③	外国税額控除	◎外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。																																								
④	住宅借入金等特別控除	◎住宅借入金等特別控除は、平成 21 年から令和 7 年までの入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で控除するものです。控除限度額は、原則として所得税の課税総所得金額の 5%（最高 97,500 円）ですが、平成 26 年 4 月から令和 4 年 12 月までの入居者については、所得税の課税総所得金額の 7%（最高 136,500 円）に拡充しています。																																								

⑤	寄附金税額控除	<p>◎寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）、住所地の共同募金会、日本赤十字支部に対する寄附金、特定非営利活動法人や所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち県・市が条例で定める寄附金となります。</p> <p>≪計算方法≫</p> <p>（次のいずれか低い金額－2,000円）×10%</p> <p>①「都道府県・市区町村に対する寄附金」、「住所地の共同募金会、日本赤十字支部に対する寄附金」、「県・市が条例で定める寄附金」の合計</p> <p>②年間の総所得金額等の30%</p> <p>なお、「都道府県・市区町村に対する寄附金」については、上記の控除額に加え、寄付金のうち2,000円を超える部分について特例控除額（所得割の20%を上限とする。）があります。</p>
⑥	配当割額控除	<p>◎一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、道府県民税配当割として、配当等の支払の際、他の所得と区分して5%の税率による分離課税が徴収されます。この場合の配当等の所得については、申告しなくてもよいことになっていますが、申告した場合は、所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。</p>
⑦	株式等譲渡所得割額控除	<p>◎源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、道府県民税株式等譲渡所得割として、他の所得と区分して5%の税率による分離課税が徴収されます。この場合の譲渡の所得については、申告しなくてもよいことになっていますが、申告した場合は、所得割で課税され、所得割額から株式等譲渡所得割が控除されます。</p>

【住民税が課税されない人】

≪均等割も所得割もかからない人≫

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得が135万円以下の人

≪均等割がかからない人≫

- ・輪島市に住所があり均等割のみがかかる人のうち、前年中の合計所得金額が次の金額以下の人

- ・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合＝28万円＋10万円
- ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
＝28万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数）＋168,000円＋10万円

≪所得割がかからない人≫

- ・前年中の総所得金額等が次の金額以下の人

- ・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合＝35万円＋10万円
- ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
＝35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数）＋32万円＋10万円